

## 北九州市立小・中学校の規模のあり方について

～人と人とのかかわりを深め、学びあえる学校を目指して～

### 1 目 的

教育効果の向上と教育環境の整備を図ることを目的とする。

学校は、人と人とのかかわりの中で知識、技能、技術を教え、心身の育ちを促す場所であり、学校の規模は、教育目標の達成に影響する大きな教育条件の一つとして、適正な規模を確保する必要がある。

### 2 策定理由

昭和 60 年の意見具申（北九州市立学校児童生徒増減対策懇談会）から 28 年が経過し、また、全国的に少子化が進行する中、本市においても小規模な学校が増加しており、現行基準では十分対応できないところがあるため新たな基準を策定する。

### 3 対 象

- ・ 市内全域の市立小・中学校。
- ・ 将来にわたって適正規模（小学校 12～24 学級、中学校 9～24 学級）を回復することが見込めない小規模校及び大規模校。

### 4 学校規模適正化の方法

- ・ 小規模校にあっては学校統合による。
- ・ 31 学級以上の状態が長期間継続すると見込まれる場合で、用地確保が可能である学校については分離新設する。なお、適正規模を超える学校については、中長期的な予測を踏まえ、通学区域の調整等を検討する。

### 5 現行基準からの主な変更内容

- ・ 学校統合の対象を市街地から市内全域とした。
- ・ 中学校の適正規模を 12 学級以上から 9 学級以上へ変更した。
- ・ 統合後の通学距離が 3 km 以内であっても、児童・生徒の通学の負担が大きい場合などには、必要な措置を講じることとした。
- ・ 2 小 1 中を基本としつつ、適正規模を確保できるときは、1 小 1 中校区となる場合においても学校統合を進めることとした。

## 学校規模適正化基準の変更点等

### 1 総論

	新基準	現行基準
適正規模の基準	○小学校 <u>12 学級以上</u> 、 <u>中学校 9 学級以上</u> から、24 学級までを適正規模とする。	○小・中学校ともに <u>12 学級以上</u> から、24 学級までを適正規模とする。
通学距離・通学支援の基準	○統合後の通学距離の目安は原則 <b>3km</b> 以内とし、これを超える場合は通学支援を行う。 ○統合後の通学距離が <b>3km</b> 以内であっても、児童・生徒の通学の負担が極めて大きい場合には、必要な措置を講じる。	○統合後の通学距離の目安は原則 <b>3km</b> 以内とし、これを超える場合は通学支援を行う。(運用)

### 2 小規模校

	新基準	現行基準
学校統合の対象	○将来にわたり、適正規模を回復する見込みがない学校は学校統合により適正化を図る。 ○少子化が進行していることから、 <u>全市域を対象に学校規模の適正化を推進</u> する。	○市街地の小規模校（11 学級以下）を対象とする。
統合してもなお適正規模に達しない場合	○統合してもなお適正規模に達しない場合であっても、 <u>複式学級の解消や単学級の学級規模の拡大など教育効果の向上が図られる場合には、学校統合を進める</u> 。	○周辺過疎地域の小規模校については、活力を増す多様な改善策を検討する。
2小1中の原則	○2 小学校区で 1 中学校区を構成することを基本とするが、適正規模を確保できるときは、 <u>1 小 1 中校区となる場合においても学校統合を進める</u> 。	○原則として、 <u>2 つの小学校で 1 つの中学校を構成</u> する。

### 3 大規模な学校

	新基準	旧基準
分離新設の対象	○31 学級以上となり、その状態が長期間継続すると見込まれる場合で、かつ用地確保が可能である学校については、分離新設する。	○30 学級 1,200 人を超え、なお児童生徒数が増加を続け、用地確保も可能である学校については、分離する。